

気候変動ウェビナーシリーズ

正しいクレジット活用のススメ ～第1回－第7回まとめ～

2021年9月17日



質問と回答

当日視聴者の皆様から頂きました質問に登壇者が回答いたします。

質問 1	排出量取引は、クレジット取引の一つ、と整理できますでしょうか。
回答 1	排出量取引制度とは、政府により排出量に関し、上限（キャップ）が設定され、制度対象となる排出主体が、必要に応じて、市場で排出枠を取引する制度です。クレジット取引とは異なります。
質問 2	自主的炭素市場を通じた、民間企業のカーボンニュートラル達成と、各国のNDC達成は何らかの関係があるのでしょうか？例えば、日本の企業がクレジットを自主的市場において海外から購入した場合、日本のNDCに反映される可能性はあるのでしょうか？
回答 2	日本企業が海外から自主的炭素市場で獲得したクレジットは、日本のNDCの達成には反映されないと考えています。
質問 3	EUタクソノミーとの関係についても整理していただけるとありがたいです。
回答 3	EUタクソノミーと炭素市場の関係について、EUタクソノミーが適用される金融市場参加者、また事業会社が行う事業に対して制限が出た場合、炭素市場で対象となるクレジットやプロジェクトにも制限が出てくる可能性があると考えています。
質問 4	7ページの件数はどうやってカウントされるのでしょうか。国や地域の合計にはなっていないので。
回答 4	世界で導入されているカーボンプライシングを国・地域別で分けずにカウントしています。つまり地域で導入されているもの制度も1つとしてカウントしています。
質問 5	2019年に先進国でカーボンプライシングが急増している理由は何でしょうか
回答 5	2019年カナダの州、準州で8つの制度が導入されたためです。
質問 6	経済産業省が日本で炭素市場をつくるために「トップリーグ構想」を発表して、産業界にアプローチしていますが、4ページではどこに位置づけることを狙っているのでしょうか。またこの構想がうまく行くためのポイントは何だと思われませんか。
回答 6	トップリーグ構想について、詳細は今後明らかになると思いますが、企業などによるカーボンニュートラル達成に貢献することを目的に検討されていると理

	解しています。企業による自主的な目標設定が求められると想定しています。取引の流動性を高めるためには、目標設定のレベルが鍵となるかと思います。
質問 7	COP26 で議論される相当調整ですが、対象となるクレジットはどんな種類なのでしょうか。ETS の削減クレジットも将来的には国際取引とありえるのでしょうか。
回答 7	相当調整の対象となる ITMOs（国際的に緩和された成果：Internationally Transferred Mitigation Outcomes）は、二国間で実施した削減プロジェクトから生じるクレジット（例えば二国間クレジット制度のクレジット）や、自主的炭素市場のクレジット、また、排出量取引制度において取引される排出枠も含まれることが想定されます。
質問 8	ICP の値段はどうやって算出しているのでしょうか？各企業の限界削減費用なのでしょうか？
回答 8	外部の価格、同業他社の価格、社内で過去の意思決定に影響を与えた価格、限界削減費用など複数の方法があります。 インターナルカーボンプライシング活用ガイドラインを参照ください。 https://www.env.go.jp/press/ICP_guide_rev.pdf
質問 9	ICP ですが、ある意味個別の企業が企業内で基準を勝手に決めて進めるというものでしょうか。現状の排出量や、CO ₂ の価格も、各企業が独自の考えで打ち出すものでしょうか。
回答 9	企業が個別にそれぞれの削減計画に従って、ICP を決定します。
質問 10	Jクレジットの位置付けは政府のカーボンプライシング市場構築はどの様な関係となるのでしょうか
回答 10	日本国内では、カーボンプライシングのオプションの一つとしてクレジット取引が検討されています。J-クレジットはクレジット取引を推進していく中で、クレジットを創出・供給する役割を担います。
質問 11	環境優等生の企業をあつめたトップリングで自主的 ETS を実施した場合、クレジット創出側ばかりで買う企業がでてこないのでは？と思うのですがどうなのでしょうか。

回答 11	企業による自主的な目標を設定することが求められることが想定され、取引の流動性を高めるためには、目標設定のレベルが鍵となるかと思います。
質問 12	炭素税について、既存の温対税を拡充されるイメージでしょうか。それとも新たに（別途）制度が作られるのでしょうか。
回答 12	今後、政府の下で開催される委員会や研究会における議論次第かと思います。仮に、新規の炭素税を導入するということであれば、時間を要します。早期導入を目指すことを優先するのであれば、既存の温対税を拡充することが想定されます。
質問 13	東京都等で既に行われている排出量取引と新しい仕組みはどう整理されていくのでしょうか。
回答 13	国レベルで排出量取引制度を導入する場合、東京都や埼玉県で実施されている排出量取引制度と対象企業が重複しないよう制度設計で考慮する必要があります。
質問 14	カーボンプライシングのメインはスコープ 1・2 でしょうか？それともスコープ 3 も対象になりますか？
回答 14	海外で既に導入されているカーボンプライシングは、スコープ 1・2 が中心となっています。
質問 15	炭酸ガス排出量は製造業が多いとの理解ですが、実際に ICP 含めカーボンニュートラルにむけた取り組みを進めているのは、（企業数データのみではなく）どのような業種企業が多いのでしょうか。また、製造業も含まれているのであれば、川上、川中、川下、のどの部分の企業が多いのでしょうか。
回答 15	日本国内では、製造業の他、バイオ関連、食品・農業、素材、発電、小売り、サービス業など様々な業種の企業が ICP を導入しています。
質問 16	政府がトップライグと一緒に検討している排出削減価値取引市場には J-クレジット、CDM、海外ボランタリークレジット、非化石証書も含まれていますが、日本政府が運営管理者となって例えばオンライン Exchange を作る予定なのでしょうか？ よろしくご願ひ申し上げます。
回答 16	今後、「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」で検討していくものと考えています。

質問 17	GHG インベントリを報告していない国へのアカウンティング手法の技術移転など報告の拡大を図る取り組みはされていますでしょうか？
回答 17	<p>パリ協定第 6 条に参加する国は、インベントリを整備していることが求められます。また、6 条に参加する国は、適切なアカウンティングを行うためにクレジットの報告が求められます。特に途上国は、インベントリや報告プロセスに関する知見が不足しており、IGES はパリ協定第 6 条において求められる報告やアカウンティングについて、JCM パートナー国を対象に能力開発事業を行っています。</p> <p>IGES 透明性ホームページ https://www.iges.or.jp/en/projects/transparency</p>

質問 18	相当調整機能と「非化石価値証書」（今年 1 1 月に創設される「環境価値証書」も含む）の関係について伺います。地球温暖化対策計画（案）では、「カーボンプライシング」には、炭素税などの国内排出量取引だけでなく、非化石価値取引市場、J-クレジット制度など自主的なものも含むクレジット取引など、様々な種類の仕組みが存在する、とされており。第 6 条の相当調整機能からみる場合には、日本の非化石取引市場の制度全体の見直しに期待される、又は留意すべきことについてご意見を伺います。
回答 18	相当調整は、国際的に移転されるクレジットにのみ適用されます。J-クレジットが国内限定で取引が行われる限り、相当調整の対象にはなりません。

質問 19	ITMOs が相当調整に含まれるとなると、結果的には炭素削減という目的からは遠ざかることにならないでしょうか。
回答 19	パリ協定第 6 条は、「緩和及び適応に関する行動を一層、野心的なものにし、持続可能な開発及び環境十全性を促進するための自主的な協力」です。パリ協定第 6 条に参加する国は、国内削減をしっかりと行ったうえで、さらに 6 条において削減プロジェクトに参加することで世界全体の削減を促進します。

質問 20	6.2 項に参加する国の条件に「最新の GHG インベントリ報告書を提出していること」とありますが、non-Annex I 国については「最新」はどのような要求になるのでしょうか？
回答 20	6.2 項に参加する国は、6 条の参加要件を満たしているかどうかを初期報告というプロセスで説明することが求められます。その報告内容と様式は、COP26 後、交渉で議論されることとなります。

質問 21	NDC 以外にも使用されるものというのは、具体的にどのような利用が想定されるかリストアップしていただけないでしょうか？（CORSIA 等）
回答 21	6 条において、NDC 以外で ITMOs が活用されるものとして、下記の用途が想定されます。 <ul style="list-style-type: none"> ● CORSIA（国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム） ● 国が NDC 以外の目的のために活用する場合 ● 企業が自主的に削減目標に活用する場合
質問 22	自主的炭素市場において相当調整が適用された場合、オフセットする一企業は何をしなければならないのでしょうか。
回答 22	自主的炭素市場で相当調整が適用された場合、クレジットが国境を越えて移転する場合、参加する企業はプロジェクトが位置する国の政府関係者に移転することを通知するとともに、事前に承認を得る必要があると想定しています。
質問 23	初歩的な質問で申し訳ありませんが、日本では JCM で獲得したクレジットを企業のクレジットとして活用できないのでしょうか。例えば、NDC として 90%、残りの 10%をプロジェクトを実施した企業のオフセット等のように活用できるのでしょうか。
回答 23	JCM 実施要綱では、JCM のクレジットが以下のような用途に活用できるとされています。 第 5 条 (JCM クレジットの用途) <ul style="list-style-type: none"> ● 無効化することによる温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第 1 条第 4 号に基づく調整後温室効果ガス排出量の調整 ● カーボン・オフセット等への活用 日本国 JCM 実施要綱 https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/guidelines.pdf
質問 24	環境省の CP 小委員会の議論を聞いていると、どちらかといえば炭素税を支持する委員が多かったように感じたのですが、税制改正要望では「自主的かつ市場ベース」ということで、環境省は排出権取引を推進する姿勢になったのでしょうか。
回答 24	税制改正要望で、「炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める」とありますので、

	引き続き、両オプションが検討されるものと考えています。
質問 25	JCM は削減量を 2 国間で分け合うと説明されていますが、分け方は 50% ずつなど割合が決まっているのでしょうか。
回答 25	基本的に、JCM に参加する企業がクレジットの配分を決定します。しかし、クレジットを発行した経験がないパートナー国において、参加企業は初回のクレジット発行時に、政府関係者とコミュニケーションをとることが重要です。
質問 26	CA 対象の JCM は日本側の購入者は日本政府・つまり外務省ということでしょうか。その場合、民間企業が外務省へ JCM を販売するというのでしょうか？
回答 26	民間企業が JCM クレジットを外務省へ販売することはありません。JCM では、クレジットは日本政府・日本企業に配分されます。
質問 27	ボランタリークレジットの相当調整について、プロジェクト実施国と調整するのは結局政府という理解で良いでしょうか？（民間は政府にクレジット取引実績を報告するのみ？）
回答 27	基本的に相当調整は国が行います。
質問 28	相当調整のクレジットは国家間交渉にもよるといえるのでしょうか。それは、二国間協定やマルチでの例えば TPP なども影響していますか。
回答 28	COP26 で、相当調整のルールが決定される予定です。現在の交渉テキストでは、国境をこえて取引が行われるクレジットは全て相当調整が適用されると解釈できる内容になっています。
質問 29	他国での森林経営による CO2 削減は評価が困難ということでクレジット化されていないと伺っています。今後の COP26 では、どのような取扱いになるのでしょうか。
回答 29	COP26 では、6 条のガイダンスやルールの大枠を決定することになります。COP27 以降、どのようなプロジェクトを具体的に対象とするか議論される見込みです。

質問 30	6.2 に参加した国は、6.4 に参加できないのでしょうか？ それとも参加国要件を満たしていれば、どちらも参加可能でしょうか？
回答 30	6.2 項及び 6.4 項で求められる要件をどちらも満たせば参加可能です。
質問 31	自主的炭素市場で企業が使うクレジットに相当調整がかかるかは、COP26 で決定される予定でしょうか？
回答 31	COP26 において議論されるパリ協定第 6 条 2 項のガイダンスで決定される予定です。
質問 32	最近取引が進んでいるカーボンニュートラル LNG は、どの分類になるのでしょうか？
回答 32	<p>カーボンニュートラル LNG と主張する際に使用されたクレジットは、自主的炭素市場などから発行されたクレジットになります。</p> <p>事例：カーボンニュートラル LNG ページ https://carbon-neutral-lng.jp/cnl-feature/</p> <p>カーボンニュートラル LNG は、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、新興国等における環境保全プロジェクトにより創出された CO₂ クレジットで相殺すること（カーボン・オフセット）により、地球規模では、この天然ガスを使用しても CO₂ が発生しないとみなされる LNG です。</p>
質問 33	6 条関連で合意できない場合、パリ協定実施においてどのようなマイナスが生じるのでしょうか。
回答 33	6 条の合意ができない場合、6 条で対象となるクレジットを国の削減目標（目標達成）に活用できなくなります。また、6 条に参加して、削減プロジェクトに参加したい企業にとって、その機会が失われます。
質問 34	JCM の場合、相当調整の問題はあるものの、政府をはさまずに企業間で行うことは可能か。
回答 34	JCM は、二国間で政府の協力の下で実施されています。二国間で定められたルールに従うことが求められます。

質問 35	JCM で本邦民間企業が獲得したクレジットは、日本の自主的炭素市場において今後どのように活用できるのでしょうか？Jクレジット市場での取引など、想定されうる活用方法を教えてください。
回答 35	JCM 実施要綱では、JCM のクレジットが以下のような使途に活用できるとされています。 第 5 条 (JCM クレジットの用途) <ul style="list-style-type: none"> ● 無効化することによる温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第 1 条第 4 号に基づく調整後温室効果ガス排出量の調整 ● カーボン・オフセット等への活用 日本国 JCM 実施要綱 https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/guidelines.pdf
質問 36	自主的炭素市場の市場拡大と商品の品質確保は車の両輪と考えられるので、セットで整備するのが合理的と考えられるところ、市場拡大は TSVCMI、品質確保は VCMI と別々に活動する目的は何か？両者の思いは共通なのか？
回答 36	TSVCMI は市場拡大とともに、高品質なクレジットを供給するための基準を検討しています。VCMI も高品質なクレジットを目指すとともに、クレジットを使用する側に対しての基準を定めようとしています。品質の高いクレジットを目指すという点で、TSVCMI と VCMI のスタンスは共通しているかと思えます。
質問 37	技術ベースの Removal のクレジット化可能性について、今後検討されていきますでしょうか。
回答 37	自主的炭素市場において、技術ベースの吸収プロジェクトを通じたクレジットの創出が検討されています。
質問 38	企業のクレジット活用によるグリーンウォッシュの懸念に対して、CMA はガイドラインの整備を進めているとのことだが、VCMI、TSVCMI 等の国際的な制度設計の枠組みとして、何か整備が行われる動きはあるか？また SBT や RE100 など何か動きはあるか？
回答 38	VCMI はグリーンウォッシング対策として、例えば、企業がクレジットを使用する際に、どのようにそのクレジットを活用したか、また、獲得したクレジット量の情報開示を検討しています。

質問 39	CDM クレジットのパリ協定下での使用について、2013 年以降のプロジェクト（3.4 億トンという規模）は、世界的に各国の賛同が得られる可能性はありそうでしょうか？
回答 39	基本的に、CDM クレジットをパリ協定へ移管することに反対する国が大多数です。COP26 で、妥協点を見出すために、解決オプションとして提示される可能性があります。現状、反対国が多いため、賛同が得られる可能性は低いと考えています。
質問 40	シンガポールの高品質の取引制度につき、後日ネットで検索するためにももう少し Key Word をご教授頂けますでしょうか？
回答 40	Climate Impact X のホームページはこちらを参照ください。 https://www.climateimpactx.com/
質問 41	クレジットにおける森林由来クレジットは CDP や SBT などでは活用できず、活用方法が他の省エネや再エネとクレジットに比べて限られていると感じます。一方海外のボランタリークレジットはネット・ゼロのための吸収源クレジットとして、森林由来クレジットは注目を浴びていると感じています。日本の森林由来クレジットが普及するためにはどんな仕組み、取組が必要でしょうか。
回答 41	日本国内で森林クレジットが普及していくためには、日本国内でその需要づくりが必要になります。カーボンニュートラルを宣言した企業がさらにカーボンネガティブを目指すことで企業が評価されるようになれば、森林吸収に対する期待が高まると考えています。
質問 42	VCMI も、COP 後に何らかのレポートを出しますでしょうか。
回答 42	COP 後に、現在、公開しているコンサルテーションレポートをアップデートしたものが公開されると思います。 VCMI コンサルテーションレポート https://vcmintegrity.org/consultation-hub/
質問 43	今後カーボンニュートラル/ネガティブが求められる中でクレジットに対する批判があるとのこと、カーボンクレジットでの排出削減を達成しようとする日本企業も多いですが、クレジットで相殺しようとするのは甘い見込みとなる可能性もあるということでしょうか。（JCM など、今後も意義があるのか）
回答 43	クレジットの活用について意見がわかれています。国際的な動向として、ネ

	<p>ット・ゼロを目指す上で、クレジット活用ありきで削減をすることに対して、批判的な意見が多くなっています。一方で、長期的に削減計画をしっかりと立てたうえで、オフセットクレジットを活用し、また、二重計上を防止しつつ、環境十全性の高いクレジットを創出することに対して、批判的な意見は少ないように思います。</p>
質問 44	<p>今回の内容よりも初歩的な内容かもしれないと恐れ入りますが、教えてください。クレジットを創出できるのは、発電業界で言うと再エネ設備を導入した再エネ事業者だけになるのでしょうか？再エネ設備メーカーや再エネ安定化に使われる蓄電システムメーカー、ひいては蓄電システム内で使われる部品のメーカーは、クレジットを創出できないのでしょうか</p>
回答 44	<p>基本的に参加企業に制限はありませんが、各クレジット制度の参加要件を満たす必要があります。</p>
質問 45	<p>企業のクレジット購入のモチベーションとしては、NDC 達成への寄与、規制対応だけでなく、CN 宣言の企業が増える中で、スコープ 3 までの削減が難しい中で、最後の除去が難しい炭素を削減するといった位置付けとしてののみか。もしくは他のモチベーションはあるか（企業戦略、投機等）？</p>
回答 45	<p>カーボンニュートラルを早期に達成した企業が、さらにカーボンネガティブを目指し、カーボンニュートラル未達の企業と差別化を図ることで、企業価値をさらに向上させることを検討しているのではないかと思います。</p>
質問 46	<p>TSVCM の提案や CMA の提案は、質の面での国際的な基準となっていくと思われますか。</p>
回答 46	<p>ここ数か月のグリーンウォッシング対策に関する規制や批判が活発化していることを踏まえると、TSVCM や CMA のような枠組みは国際的な基準になると考えています。</p>
質問 47	<p>SBTi でのクレジット活用については未だ議論中（GHG プロトコルの検討次第）、と認識しておりますが、いかがでしょうか。</p>
回答 47	<p>SBTi がネット・ゼロスタンダードを準備しており、議論が続いております。COP26 前に最終版が発表される予定です。</p> <p>SBTi Net-Zero Standard https://sciencebasedtargets.org/net-zero#pre-launch-public-consultation</p>

質問 48	SBTi の Vintage に関わる記載、ここでいうクレジットはボランタリークレジットも対象に含まれるとの理解で宜しいでしょうか？(そもそも SBTi はボランタリークレジットによるオフセットは許容しているのでしょうか？)
回答 48	自主的炭素市場のクレジットも含まれます。SBTi では、他者のクレジットを取得することによる自らの削減は、総量削減を求める SBTi 達成のための削減には使えないという整理となっています。但し、SBTi が要求する以上の削減を実施し、排出量のゼロを目指す企業がクレジットを使うことは支持されています。
質問 49	P30 の GHG 削減を主張する際の基準（案）（VCMI 提案）について、その情報に対する監視や評価を行う中立的で第三者的な専門機関は、どこを想定されているのでしょうか。
回答 49	現時点で、監視を行う専門機関について、詳細不明です。
質問 50	先進企業では、森林保全やリジェネラティブは農業から創出されるカーボン・クレジットが気候変動対策と生物多様性とサプライチェーン上流の地域の活性化に貢献するとして取り組みを進められていますが、このようなクレジットの認定基準は今後 TSVC の基準に一本化されていくのでしょうか。
回答 50	現在、森林や農業関係では、様々なイニシアティブが立ち上がっています。TSVC に一本化されることはないかと思いますが、TSVC で検討した基準が一つのスタンダードになることは想定されます。
質問 51	IGES の皆様はオフセットクレジットに関してどのようにお考えでしょうか？裏付けが確かであれば OK でしょうか？
回答 51	最初からクレジットありきで削減対策をとらないことは望ましくありませんが、削減計画と対策をしっかりと検討しつつ、削減の進捗に合わせて、クレジットを創出し、削減目標にクレジットを活用することは必要であると考えています。また、二重計上を防止し、また、環境十全性に配慮したクレジットを活用することにより、温室効果ガス削減量以外の部分にも貢献できると考えています。
質問 52	現在のクレジットの多くが再エネや植林による排出量削減によるものであるというデータを見たことがあるのですが、今後クレジット拡大するにつれて、どのような事業がクレジット創出する事業として選ばれるのでしょうか。
回答 52	自主的炭素市場におけるトレンドを見ますと、自然由来のプロジェクトや技術ベースの吸収プロジェクトに注目が集まっています。また、炭素収益がないと成り立たない事業や、また、持続可能な開発目標に貢献する小規模タイプのプ

	プロジェクトに対する関心が高まっています。
質問 53	自主的炭素クレジットは、実際どのように取引されているのでしょうか？プロジェクトごとに区別して取引され、値段も違うのでしょうか？
回答 53	クレジットは相対取引、入札販売、取引所または仲介業者を介したクレジットなど様々です。プロジェクトの種類によって、価格が異なります。
質問 54	日本企業が他国で森林管理プロジェクトからボランタリークレジットを発行して、日本国内の企業へのオフセットに利用した場合、説明のような相当調整は発生するのでしょうか。
回答 54	COP26 において議論されるパリ協定第 6 条 2 項のガイダンスで決定される予定です。